

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u> <u>条第十四項</u>に規定する証券取引所をいう。</p> <p>二 証券業協会 証券取引法<u>第二</u><u>条第十一項</u>に規定する証券業協会をいう。</p> <p>三 八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u> <u>条第十一項</u>に規定する証券取引所をいう。</p> <p>二 証券業協会 証券取引法<u>第六</u><u>十七条第一項</u>に規定する証券業協会をいう。</p> <p>三 八（略）</p>